

小田原市千代土地改良区定款(案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、小田原市千代土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、神第 号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 県営ほ場整備事業千代地区の事業実施期間中の道路、水路施設の維持管理
- 二 県営ほ場整備事業千代地区の換地事務の受託

2 この土地改良区は、前項第一号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

- 一 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、小田原市千代128番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示する。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第9条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第10条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない組合員は、あらかじめ

通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

- 2 書面により議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。
- 3 組合員の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。
(議決方法の特例等)

第 11 条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 12 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 14 条 この土地改良区の役員定数は、理事 7 人及び監事 3 人とする。

- 2 前項の役員定数のうち、監事 1 人は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 18 条第 6 項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第 15 条 役員は、組合員が総会において選任する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員を選挙に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 16 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 17 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故がある時はその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第 18 条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第20条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項のただし書に規定する選任が、役員全員にかかる時は、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第21条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費の分担の基準)

第22条 第4条第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

(負担金及び分担金)

第23条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営ほ場整備事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第24条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第25条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第26条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第27条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営千代地区土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第28条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 29 条 第 22 条、第 23 条、第 26 条又は第 27 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて、年 14.6%、1 ヶ月を経過する日までは年 7.3%の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料として、通常郵便料金を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 30 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 31 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、総会の議決によりその土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10 a につき金 100,000 円の範囲内において理事会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 32 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 29 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 33 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 34 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 35 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 36 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この土地改良区の設立当時の役員は、第 20 条の規定にかかわらず、土地改良区設立の日から令和年 3 月 31 日までとする。